

災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議 第6回

議事要旨

1. 日時

令和8年3月3日（火）10：00～11：35（WEB併用）

2. 出席者

国土交通省 廣瀬技監、楠田不動産・建設経済局長（代理出席：藤田官房審議官（不動産・建設経済））、中田都市局長（代理出席：服部官房技術審議官（都市））、林水管理・国土保全局長、石井上下水道審議官（代理出席：水橋官房参事官（上下水道技術）付調整官）、沓掛道路局長（欠席）、宿本住宅局長（代理出席：井崎官房審議官（住宅））、佐々木政策統括官、橋本関東地方整備局長（代理出席：河村道路部長）

東京都 谷崎都技監（都市整備局長兼務）、佐藤総務局長、山崎住宅政策本部長、花井建設局長、山口水道局長、藤橋下水道局長、市川消防総監（代理出席：久貝防災部長）

内閣府 横山政策統括官（防災担当）（代理出席：貫名官房審議官（防災担当））

（オブザーバー）（独）都市再生機構 青柳理事

（一社）不動産協会 安井事務局長（WEB出席）

3. 議事要旨

- ・気候変動による大規模水害リスクが高まる中、治水対策を着実に進めていくことが、国及び東京都に共通する重要な使命である。気候変動を踏まえた河川整備計画への見直しを進めるとともに、洪水調節池の整備など、東京都が推進している取組について、国としても連携・支援を図っていく。
- ・首都「東京」は行政・経済機能が高度に集積していることから、人命の確保や都市機能・経済活動を維持する観点と併せて、治水安全度の向上を通じて、成長のための民間投資を下支えする基盤をつくっていく、という意味でも、まずは治水対策をしっかりと進めていく必要がある。

- ・流域治水の推進には、国、東京都、区市町村、民間を含む多様な主体が連携し、流域全体で水害リスクに対応していくことが重要である。特に高密度な市街地構造や用地制約といった東京の特性を踏まえると、まちづくり等と一体となって各管理者が連携して雨水流出抑制に取り組むことが極めて重要であり、地下空間の活用など、効果的かつ効率的に取り組を進めていくことが求められる。
- ・ビジョン策定以降、高台まちづくりのモデル地区において沿川区と連携した取組が進められてきたが、今後は新たに設定された7地区において取組を拡充し、ゼロメートル地帯における命の丘を面的につなげていくことで、浸水区域外への避難の実効性向上を図ることが重要である。
- ・大規模水害発生時における浸水継続時間の短縮は、広域避難の実効性を高める上でも重要であり、浸水想定区域内の避難対象者を減らすことや避難先を増やす意味でも重要であり、しっかりと取り組んでいく。
- ・ポンプ車のみならず、平時から稼働する大規模な排水機場等が災害時にも継続して機能することが不可欠であり、耐水化に加え、燃料供給の確保などについても、下水道部局や河川管理者が連携して点検・対応していくことも重要である。
- ・河川に整備された船着場や緊急用河川敷道路を道路啓開に活用するなど、河川施設と道路施策の連携が進展しており、今後も関係機関の連携を一層深め、災害対応力の向上を図っていく。
- ・首都圏大規模水害への対応として、首都圏大規模水害広域避難タイムラインに基づく図上訓練を今年度実施、訓練結果を踏まえた検証作業を進め、実効性の向上を図っていく。
- ・首都直下地震に関する被害想定を約10年ぶりに見直し、その結果を踏まえた首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書を昨年12月に公表した。同報告書を踏まえ、政府の首都直下地震緊急対策推進基本計画及び政府業務継続計画の見直しを進めている。
- ・昨年7月のカムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う帰宅困難者の発生等を踏まえ、大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドラインを本年1月に改訂した。また、昨年3月には、火山噴火を想定した首都圏における広域降灰対策ガイドラインを取りまとめている。今後は、これらのガイドラインを踏まえ、関係省庁、地方公共団体、民

間事業者等と連携し、具体的な対策の検討を進めていく。

- ・不動産分野においては、防災性能等に優れた事業への投資の流れを形成することを目的に、不動産分野に特化したTCFD対応ガイダンスを策定し、気候変動への対応や災害リスクに関する情報開示の促進を図っている。具体的には、水害等の物理的リスクや環境性能に関する情報を適切に開示することにより、災害に強い優良な建築物への投資を促進している。
- ・建設分野においては、災害時に復旧活動に従事する建設労働者の安全確保と、迅速な災害復旧を重要な課題として位置付けている。災害復旧現場は通常時と比べて危険性が高いことから、人手による対応が困難な作業については無人化を進めるとともに、突貫的に進められる復旧工事において作業員の入れ替わりが生じる場合でも、円滑な業務引継ぎが可能となる体制整備を進めている。これらを実現するため、災害復旧分野におけるICT化を重要な取組として位置付け、ICT機器の導入に向けた支援を始めている。
- ・令和3年の流域治水関連法の施行にあわせ、高規格堤防整備と一体的に進める土地区画整理事業について制度の拡充を行い、水害に強い市街地の形成を進めてきた。あわせて、収用事業等を活用した防災拠点の形成についても制度的な準備を整えてきている。今後は、これらの仕組みを具体的な事業として着実に実現していくことが重要であるため、東京都と連携しながら、実効性のある取組を進めていく。
- ・無電柱化については、防災性や都市機能の向上に資する重要な施策として、国としても積極的に推進している。一方で、整備に係るコストが大きな課題となっていることから、事業の推進や負担軽減に向けた取組について、東京都と連携しながら検討を進めていく。
- ・復興まちづくりに向けた事前準備の取組についても重要な施策として位置付けている。東日本大震災や能登半島地震の経験を踏まえると、災害発生後のまちづくりの方向性を事前に整理しておくことにより、復興事業の早期着手が可能となることが明らかとなっている。東京都ではこうした事前準備の取組を全国に先駆けて進めており、国としても、今後これらの取組が一層深化するよう、必要な支援を行っていく。
- ・ビジョン改定において、下水道の内水対策や上下水道施設の地震対策を新たに位置付けていただいた。現行ビジョン策定以降、令和3年の流域治水関連法の整備を踏まえ、下水道の内水対策に対する支援の強化に取り組んできたほか、能登半島地震を契機として、上下水道施設の地震対策に対する支援の充実を進めている。これらの取組は、昨年6月に閣議決定された第1次国土強靱化実施中期計画にも位置付けており、国として重点的に

推進すべき施策である。今後も、東京都との連携を強化し、取組の着実な推進に向けた支援を継続していく。

- ・ビジョン改定において、建築物の機能継続を新たに重要な視点として位置付けた。能登半島地震では、建築設備の被害やライフラインの途絶により、建築物の継続使用性が損なわれた事例が数多く確認された教訓を踏まえ、平成30年に策定した防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドラインについて、内容の充実を図ることとしている。
- ・昨年11月に発生した大分市佐賀関地区の大規模火災では、老朽化した木造住宅等が密集する市街地において大規模な延焼が発生し、甚大な被害が生じた。こうした状況を踏まえ、木造密集市街地の早急な整備改善に向け、総務省消防庁と連携し、密集市街地対策及び空き家対策の一層の推進について検討を進めている。
- ・住生活基本計画の見直しにおいて、住宅市街地における浸水対策の推進を新たに位置付けることとしている。建築物における電気設備の浸水対策等による住宅の防災機能の強化に加え、敷地のかさ上げや高床化、止水板の設置など、流域治水の観点を踏まえた浸水対策を基本的な施策として整理する。あわせて、令和8年度予算案においては、新たに住宅市街地総合整備事業（水害対策型）を創設する予定としており、個別住宅に対する支援体制を整備することで、地方公共団体の取組を後押ししていく。
- ・大規模な土砂災害や洪水、また能登半島地震に見られたような液状化被害が発生した場合には、被災前の土地の状況が把握できず、復旧・復興の起点となる道路や公共空間の整備に着手すること自体が困難となり、特に都市部においては、用地取得と同程度の時間と労力を要するおそれがある。そのため、地籍調査により、絶対的な基準となる土地情報を事前に確定しておくことで、復旧・復興の円滑化が図られる。
- ・都市部においては権利関係が複雑であることから、地籍調査の進捗が必ずしも十分とは言えない状況にある。こうした課題を踏まえ、災害時の迅速な対応を念頭に、まずは官民境界を明確にすることを目的として、街区境界調査をモデル的に実施している。あわせて、街区内部の民有地間の境界についても、民間測量成果等を組み合わせて活用する手法について検討を進めている。令和6年度には杉並区の協力を得てモデル事業を実施し、一定の成果を得ており、街区境界調査等を着実に進めることで、災害時に備えた基盤整備を推進していく。
- ・令和元年東日本台風において、利根川では洪水調節施設が機能を発揮し、大規模水害の

発生をぎりぎりのところで回避した実績を踏まえ、治水対策の一層の強化を進めている。具体的には、利根川上流部における治水機能増強検討調査に着手し、既存ストックを最大限活用する観点から検討を進めている。また、排水対策についても、関係機関との連携の下、対策の充実を図っている。

- ・ 昨年の道路法改正を踏まえ、関係機関との連携の下、今年度末までに首都直下地震を対象とした道路啓開計画の策定を予定している。新たな道路啓開計画では、八方向作戦による都心までのアクセス確保に加え、進出拠点や救助活動拠点といった拠点と、各拠点までの具体的なアクセスルートを設定するとともに実際に啓開作業を担う建設業者を明確にしていく予定である。
- ・ 道路啓開におけるアクセスルートを補完する手段として、水路の活用についても計画に位置付ける予定である。緊急用河川敷道路や緊急用船着場については、災害時に有効に活用できるよう、関係機関と連携し、実動訓練等を実施する。
- ・ 水害対策については、現行ビジョンにおいて高台まちづくりの考え方を明確に位置付けて以降、国土交通省や関係区と緊密に連携しながら取組を進めてきた。今回、新たに7地区をモデル地区として追加したことで、対象地区数は概ね倍増し、これを契機として取組を一層加速化していく。
- ・ 既存モデル地区のうち、篠崎地区においては、今年度から地域住民との意見交換を複数回実施するなど、地域と一体となったまちづくりの取組を開始している。今後も地元との丁寧な合意形成を図りつつ、関係機関と連携しながら取組を着実に前進させ、早期の事業化を目指していく。
- ・ 宅地開発における電柱・電線の新設を原則禁止する条例案について現在都議会に上程している。宅地開発に当たり、無電柱化計画の提出を義務付けることで、無電柱化の取組を着実に推進していくとともに、計画を提出しない場合や計画どおり実施しない場合には、事業者名等を公表する仕組みを設け、実効性の確保を図る。
- ・ 無電柱化の推進に当たっては、整備コストの縮減が重要な課題であるとの認識の下、これまで国と調整を重ねてきた。今後も、無電柱化を着実に進めていくため、引き続き国との調整を図りつつ、コスト縮減に向けた取組への協力をお願いしたい。

- ・ 複合災害対策を新たにビジョンに位置付けたことは極めて重要であると認識している。衛星情報の活用や建設現場のリモート化など、先端的なデジタル技術を最大限活用し、ハード・ソフト両面から不断に取組をアップデートしていくことが、迅速な復旧・復興につながると考えている。
- ・ 東京都技術会議を中心に、DXやAIの活用推進を重要課題として位置付け、各局の先進的な取組の共有や横断的な連携強化を進めている。今後は、本連絡会議における国との議論も踏まえ、これらの取組をさらに加速させていく。
- ・ 昨年の八丈島・青ヶ島における台風災害への対応にあたり、関東地方整備局をはじめ、国土交通省及び内閣府からTEC-FORCEやリエゾンの派遣を受け、多大な支援を得た。特に、「あおぞら」によるヘリテレ映像は、台風第22号・23号が連続して接近する中で、23号の避難判断に有効に活用され、末吉地区や大賀郷地区における避難対応につながり、人的被害の防止に寄与した。関係機関のご支援に深く感謝申し上げたい。
- ・ 大規模災害時におけるエレベーターの閉じ込め対策は、発災時の応急・復旧対応を円滑に進める上で重要な課題である。首都直下地震発生時には約22,000台の閉じ込め事案が同時多発的に起こるおそれがあることから、平時から閉じ込めリスクの高いエレベーターを把握し、情報の可視化を進めることが極めて重要である。また、リスタート機能の導入等について、区市町村と連携して呼びかけを行いたいと考えている。
- ・ しかし、情報の可視化にあたりエレベーターの保守事業者団体に対して協力を呼びかけているものの、個人情報や財産に関わる課題があることから、情報提供に慎重な立場となっている。そこで、関係機関がエレベーターの安全性に関する情報を共有できる仕組みづくりについて、国土交通省に検討をお願いしたい。
- ・ 加えて、閉じ込め防止装置の有無をエレベーターの外観からでは判別しにくいという課題もある。安全性の高いエレベーターの普及を促進する観点からも、表示制度の導入について、国の力添えをいただきたい。
- ・ 都内分譲マンションの耐震化率は約95%まで向上しているが、区分所有者間の合意形成が必要であることから、取組の進展には一定の課題がある。このため、東京都では、令和12年度末までに耐震性が不十分なマンションを概ね解消することを目標とし、令和8年度から都内に約3,700棟ある耐震診断未実施マンションを対象に、都と区市町村が連

携し、管理組合への個別訪問や専門家を派遣し、耐震診断の実施や耐震化に向けた助言等の取組の強化を図る。また、管理組合の費用負担の軽減を図るため、令和8年度から区市町村が実施している助成事業に対する都の補助率の引上げを予定しており、これらの取組により、マンションの耐震化を一層促進していく。

- ・在宅避難の推進に向け、分譲・賃貸マンションを対象とした「東京とどまるマンション」の取組を進めている。現在、登録戸数は約13万戸となっているが、都内のマンションストック全体を踏まえると、さらなる普及が必要である。令和8年度には、登録マンションに対する補助の拡充を図るとともに、在宅避難の実効性を高める観点から、平時の防災訓練や発災時の安否確認体制の整備などを重視し、これらを登録要件に位置付ける方向で制度の見直しを進めていく。
- ・中小河川においては、年超過確率20分の1の目標整備水準に向け、護岸や調節池の整備を進めている。また、低地河川においては、東部低地帯における堤防や水門等の耐震化・耐水化を推進している。一方で、気候変動に伴う降雨量の増加や台風の強大化に対応するため、今後、神田川など10流域において河川整備計画を順次改定予定である。これに基づき、中小河川では、さらなる調節池の整備や、環状七号線地下広域調節池と連結する地下河川の事業化に向けた取組を進めていく。低地河川では、対策が必要となる時期までに、河川堤防のかさ上げ等を着実に推進していく。また、浸水時の対応としては、浸水継続時間の短縮が重要な課題であると認識している。国や地元区市町村と連携し、東京都における排水作業準備計画に基づく訓練を継続的に実施することで、排水対応の実効性を一層強化していく。
- ・地震時における道路の通行機能確保及び電力・通信の途絶防止の観点から、無電柱化事業を重要な取組として位置付けている。現在、緊急輸送道路や環状七号線内側を重点的に整備しており、計画対象路線全体については、2040年代の完成を目標に整備を進めている。次期東京都無電柱化計画の方針については、2月18日に公表しており、重点整備エリアを環状八号線の内側へ拡大することや、防災拠点へのアクセス機能の強化を示している。今後は、この方針に基づき、東京都無電柱化計画の改定を進めていく。改定に当たっては、島しょ部を含めた全都的な視点を踏まえるとともに、DXの積極的な活用を盛り込み、無電柱化の取組を一層加速させていく。
- ・道路啓開については、現在、関東ブロックにおける道路啓開計画の策定が進められており、これを踏まえ、東京都版の道路啓開計画を策定することで、道路啓開の実効性向上

を図っていく。

- ・東京都の水道は、約1,400万人の都民生活や都市活動、さらには首都機能を支える基幹インフラである。災害時においても、可能な限り給水を確保するため、これまで配水管の耐震継手化を着実に推進し、政府の重要機関や避難所等の重要施設への供給ルートについては、令和4年度に概成した。あわせて、発災後の迅速な応急給水及び応急復旧活動に向けた取組も推進してきた。
- ・昨年の八丈島における台風災害では、坂上地区を中心に水源や管路が土砂災害により被害を受け、大規模な断水が発生した。海上保安庁の巡視船による給水支援も受けつつ、水道局の総力を挙げて応急給水及び応急復旧活動に取り組んだ。この八丈島での経験を通じ、水が利用できることの重要性を改めて実感した。
- ・能登半島地震の経験を踏まえ、上下水道一体の視点の重要性も再認識しており、令和7年には上下水道の耐震化計画を策定した。今後は震災時に断水率が高いと想定される地域における配水管の耐震継手化や、導水施設の二重化などのバックアップ機能の強化を推進していく。あわせて、様々な主体と連携した給水訓練や応急復旧訓練を継続的に実施し、ハード・ソフト両面から水道の防災対策を進めていく。
- ・水害対策については、シミュレーション結果等を踏まえて内水氾濫による浸水リスクが高い地区を重点化しており、区部では67の重点地区を選定している。昨年7月及び9月に発生した時間100ミリを超える豪雨による浸水被害地域の多くも、この重点地区に該当しており、当該地区における対策が浸水被害の軽減に繋がるとの認識の下、下水道施設の増強に向けた整備を進めている。
- ・一方で、大規模な下水道施設は地下深くに整備されることから完成までに長期間を要するため、一部完成した施設を暫定的に貯留施設として活用するなど、短期的な対策も組み合わせ、早期に整備効果を発揮していくこととしている。
- ・このほか、大規模水害への対応として、下水道施設の耐水化の強化による揚水機能等の確保に取り組んでいる。これまで津波や内水氾濫に対応する耐水化は完了しているが、今後は高潮や外水氾濫にも対応できる対策高に耐水化をレベルアップする取組を、令和8年度から本格的に着手する予定である。
- ・地震対策については、過去の地震における下水道管被害の特徴を踏まえ、様々な技術を開発して対策を進めてきた。阪神・淡路大震災を契機とした下水道管とマンホール接続

部の耐震化、新潟県中越地震等で顕在化した液状化によるマンホールの浮上に対する対策、能登半島地震で確認されたマンホールの内部構造のずれによる土砂流入への対応が挙げられる。現在、区部に約49万基あるマンホールのうち、震災時に拠点となる避難所等からの排水を受け入れる下水道管を中心に耐震化を進めている。また、マンホールの浮上抑制対策については、緊急輸送道路や無電柱化を実施した道路を対象として実施してきた。令和8年度からは、能登半島地震の教訓を踏まえ、宿泊施設や消防車両が通行可能な幅員を有する道路等を新たに対象に追加し、対策を一層強化していく。

- ・ 今後も、都民生活と首都機能を守るという観点から、国土交通省をはじめ関係機関のご支援、ご協力をいただきながら、強靱で持続可能な下水道を築き上げていく。
- ・ 首都直下地震に備え、防火水槽等の計画的な整備や、防火防災訓練、普及啓発を通じて、都民の防災行動力の向上に取り組んでいる。特に近年は、初期消火能力の向上を重視し、地域住民を対象とした防火防災訓練を実施するとともに、訓練を通じて地域の多様な主体をつなぐ地域連携や共助の取組を推進し、地域全体の防災力強化を図っている。
- ・ マンション等の居住者に対しては、防火防災訓練や都民防災教育センター（防災体験施設）を活用した啓発を行い、防災行動の促進に努めている。
- ・ 2050東京戦略において、2035年度までに防災訓練等の延べ参加人数1,400万人以上を目標に掲げ、地域連携の構築や対象者に応じたアプローチにより、防火防災訓練等を強力に推進し、都民の地域防災力の一層の向上を図っていく。
- ・ 高台まちづくりの推進に関して、UR団地の建替えを契機とした水害対策について、具体的な地区を想定した検討を進めるとともに、関係区との意見交換を引き続き進めていく。
- ・ 地震対策については、首都直下地震の発生が切迫する中、密集市街地の改善に対し強い危機感を持って取り組んでいる。現在、都内の多くの特別区において、防災まちづくり計画の策定支援、狭隘道路の拡幅整備に係る支援、従前居住者用賃貸住宅の建設、防災街区整備事業などの、面的な整備を行っている。また、地域住民の防災意識の醸成や防災コミュニティの形成など、密集市街地整備における川上から川下に至るまでの総合的な取組を進めている。
- ・ 近年、オフィス回帰の動きが進む中、都市への集積が一層進展しており、建物設備などのハード面に加え、運営管理を含むソフト面においても、高度なBCP機能に対するニーズが高まっている。特に、災害対応が長期化する可能性を踏まえ、運営管理を含めたソ

フト面の取組や帰宅困難者への対応を強化していく必要がある。

- ・住宅分野においては、分譲マンションを中心に、蓄電池やエレベーターなどの設備面での防災対策を進めるとともに、密集市街地の解消に資する再開発やマンション建替えを通じて、防災性の向上とまちづくり課題の解決に取り組んできた。今後も、水害や地震、複合災害への対応、防災拠点やインフラ整備を含めた防災力の向上に資する再開発を通じ、安全・安心なまちづくりに貢献していく。一方で、近年の建築費高騰により、市街地再開発事業の実施が極めて困難な状況にあるとの課題を認識している。環境対応やサステナブルな建物整備と並び、防災力強化の取組は将来を見据えて継続すべき重要な課題であり、行政との連携を一層強化しながら、これらの取組を着実に推進していく。
- ・政府は強い経済の実現に向け、成長投資と危機管理投資を二本柱としている。強靱化は、危機管理投資の中核を成す取組であり、今後は予算面にとどまらず、政策面においても、先端技術の活用や自治体間、国と自治体との連携の在り方など、多角的な検討が求められるため、東京都との多分野にわたる連携は極めて重要である。
- ・危機管理投資の柱である強靱化投資の第一段階として、第1次国土強靱化実施中期計画の初年度分が、昨年末に成立した補正予算により措置された。災害復旧等を含め、国土交通省の公共事業予算としては、過去最大規模の補正予算となっている。補正予算は早期の効果発現を目的とするものであり、引き続き協力を得ながら着実な執行を図っていく。
- ・本年は東日本大震災から15年、熊本地震から10年という節目に当たる。能登半島地震の経験も含め、過去の大規模災害の教訓を改めて受け止め、東京における取組に確実に生かしていく必要がある。特に、東日本大震災から長い年月が経過し、当時の記憶を持たない世代が社会の中核を担う時代となる中で、強靱化の取組を都民一人ひとりの「自分事」としていかに共有していくかが重要である。今回のビジョン改定やパブリックコメントの実施を通じ、マンション防災や帰宅困難者対策を含め、都民の意識に広く訴求していくことが求められる。今後は、より総合的な取組を展開しながら、東京都をはじめ関係自治体、隣接県とも連携し、実効性のある強靱化を進めていく必要がある。
- ・現行ビジョン策定以降、高台まちづくりをはじめ、各分野において取組を進めてきた結果、各施策において一定の成果が着実に現れてきていると認識している。一方で、災害対応において最も重要なのは、発災前にどれだけ十分な準備ができているかであると考えている。ハード・ソフトの取組に加え、事務方レベルのみならず、国・東京都双方の幹部が、平時から顔の見える関係を構築しておくこと自体が、首都の強靱化に資する重

要な要素であると認識している。

などの意見が出された。今後は「災害に強い首都「東京」形成ビジョン 改定案」を公表し、国民の皆様から意見を募集の上、ビジョン改定の成案としてとりまとめる予定であることが確認された。

以上